

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和6年1月26日

刈谷市監査委員 渡 部 亨

刈谷市監査委員 中 嶋 祥 元

公の施設の指定管理者監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

指定管理者 刈谷市都市施設管理協会
公の施設

刈谷市交通児童遊園、刈谷市青山斎園、刈谷市産業振興センター、御幸駐車場、神田駐車場、相生駐車場、刈谷駅南口広場駐車場、刈谷駅北口広場駐車場、泉田駐車場、築地駐車場、一ツ木第1駐車場、一ツ木第2駐車場、板倉駐車場、松栄駐車場、野田駐車場、北部生涯学習センター、刈谷市体育館、刈谷球場、小垣江グラウンド、井ヶ谷グラウンド、港町グラウンド、南部生涯学習センター、刈谷市南部福祉センター（ぬくもりプラザ）

令和6年1月5日（金）から令和6年1月15日（月）まで

2 監査の対象事項及び範囲

令和4年度指定管理業務の経理状況、施設の管理状況

3 監査の着眼点及び方法

令和5年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け所管課より事務概要等の説明を求めるとともに、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に行われているとおおむね認められた。